

令和6年第11回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和6年11月25日（月）
開会 午後1時23分 閉会 午後1時43分

2 場 所 羽咋市役所203会議室

3 出席委員（11人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子
⑩糸田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員（1人）
⑦松生 朋広

5 農地利用最適化推進委員の出席委員（6人）
⑬舛谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑯平内 義博 ⑰稻農 幹夫

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（6人）
⑰川口 勝博 ⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ⑳濱名 猛
㉑瀬戸 清明 ㉒石野 公章

7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事

8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農用地利用集積計画について
(4) 農用地利用集積等促進計画案について
(5) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 3番 徳島委員 4番 山上委員

10 会議の結果
議案4件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可（承認）された。

11 会議の概要
事務局長 皆さんおそろいになりましたので、早いですけれども、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席状況についてご報告申し上げます。7番、松生委員さんから欠席される旨の連絡を受けておりますので、ただいまの出席委員は11名であり、過半数を超えてるので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましては、お手元の議案書1ページをご覧ください。
今月は議案が4件、報告1件となっております。

この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。
本日の議事録署名員に、3番、徳島委員、4番、山上委員を指名します。
よろしくお願ひします。

では、ただいまから会議を開きます。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は○○町の田1筆で、面積は3,912m²です。
位置図は3ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、その他によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号2番の申請地は○○町の田2筆で、合計面積は3,277m²です。
位置図は4ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号3番の申請地は○○町の田1筆で、面積は275m²です。
位置図は5ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号4番の申請地は○○町の田1筆で、面積は479m²です。
位置図は5ページをご覧ください。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。
譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号5番の申請地は○○町の田1筆で、面積は860m²です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号6番の申請地は○○町の田1筆で、面積は124m²です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明が終わりました。

担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、○○委員さん。

○○さんと○○さんともどちらも確かめましたが、大丈夫だと思いま

す。

議長 整理番号2番、○○委員さん。

担当委員 ○○さんのほうで確認してきました。間違いございません。

以上です。

議長 整理番号3番、4番、5番、○○委員さん。

担当委員 この譲り受ける○○さんのところに直接行って現場を確認して話合いしたところ、ここに書いてあるとおり話が進んでいるとのことで、別に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。

担当委員 整理番号6番、○○委員さん。

現地及び関係者に聞きましたところ、特に問題はありません。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんはご異議なしということなんですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定に

ついて」ご説明します。

整理番号1番の申請地は○○町の畠1筆で、面積は37m²です。

位置図は8ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっています。

転用目的は、進入路用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で、第一種低層住居専用地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号2番の申請地は○○町の田1筆で、面積は264m²です。

位置図は9ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっています。

転用目的は、自己住宅とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号3番の申請地は○○町の田1筆で、面積は60m²です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、贈与による所有権移転となっています。

転用目的は、住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha以上の第1種農地と判断します。

なお、土地改良区及び生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号4番の申請地は○○町の田1筆で、面積は359m²です。

位置図は10ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、贈与による所有権移転となっています。

転用目的は、資材置場とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、土地改良区及び生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、2番、○○委員さん。この地図の写真を見ると、左側にアパートがありますが、ここを進入す

るにはちょっと狭いということです。○○さんは、この畠の奥のほうに家見えると思うんですけど、それを相続されたそうで、これは現在貸家になっているそうです。この小さい面積はアパートに入るのに不都合ということで、○○さんが買われて、この畠をアパートに入るのに広げるということで、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。

担当委員 2番ですが、地図を見ると、もともと宅地転用で資材置場だったんですけど、資材置場という目的がなくなったので、もともとの所有者が畠地に地目変更して、時間がたっているうちにこの申請地を4分割して一番右側のは宅地として、もともとの所有者が現在住宅として家を建てておられます。あの残った土地は、分筆した3筆を畠として使っていますが、現在、そのうちの1筆を○○さんが住宅地として買われたそうです。そういう経緯がありますけど、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、4番、○○委員さん。

担当委員 3番、4番、現地調査及び関係者に確認のところ、特に問題がありません。

報告いたします。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんはそれぞれ異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

利用権設定の概要は、議案書13ページをご覧ください。

今回は田27筆の設定があり、合計面積は77,070m²です。

権利設定期間別に見ますと、田については5年が2筆、6年が3筆、10年が22筆となります。

申請件数は、貸手農家が15件、借手農家が6件となります。

各筆明細の一覧は、議案書14ページから15ページに記載しております。

申請件数は17件で、新規設定が10筆と再設定が17筆です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明が終わりました。何かご意見があればお願いいいたします。

異議なしでよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、「議案第3号」は、異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。

議案書16ページから19ページをご覧ください。

今回、農地中間管理機構で設定する田が50筆あり、合計面積は104,513m²です。

整理番号1番から15番につきましては、農地中間管理機構を利用した集積計画の一括方式による設定です。

整理番号16番と17番につきましては、耕作者の権利が再度移転したものと記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま「議案第4号」について説明がありました。何かご意見ございませんか。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書20ページをご覧ください。

今回解約される農地は田4筆で、合計面積は15,244m²です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明が終わりました。何かご意見があればお願いいいたします。よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の議案審議が終了しました。

何かご意見があればお願いしますけれども。なければここで一旦委員会を閉会し、その他に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、本日の委員会をこれにて閉会いたします。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人